

過疎地域・過疎対策の状況について



平成 2 8 年 7 月 2 2 日

総務省地域力創造グループ

過疎対策室

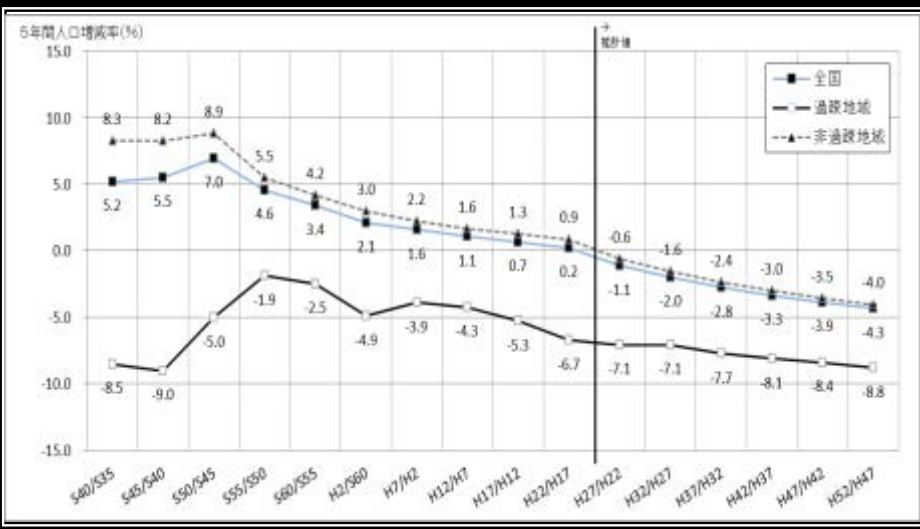
過疎地域の現状等について

- 昭和45年以来、四次にわたり議員立法として制定された過疎法のもとで、公共施設の整備などに一定の成果。
- しかし、公共施設の整備水準等について全国との差がなお存在するほか、財政状況は厳しく、著しい人口減少と高齢化の進展、農林水産業の衰退、将来の維持が危ぶまれる集落の発生、身近な生活交通の不足、地域医療の危機などの様々な問題に直面。
- 一方、過疎地域は、国民全体の安全・安心な生活を支える重要な公益的機能を有しており、過疎地域の住民のいのちと暮らしを守る実効性ある対策を講じて行く必要。
- こうしたことを踏まえ、時代に対応した実効性ある過疎対策を講じるため、過疎対策事業債のソフト事業への拡充及び対象施設の追加。

過疎地域の状況

	(過疎関係市町村)	(全国)	(過疎地域の割合)
関係市町村数(H28.4.1)	797	1,718	46.4%
人口(平22国調:万人)	1,136	12,806	8.9%
面積(平22国調:km ²)	221,911	377,950	58.7%

5年間人口増減率の推移(全国、過疎地域、非過疎地域)



(備考) ※1: 過疎地域は平成28年4月1日時点(797市町村)である。

※2: 平成22年までの人口は国勢調査による。

※3: 過疎地域は、一部過疎市町村を除く。

※4: 総人口の将来推計人口は「日本の将来推計人口(平成25年3月推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)の出生中位・死亡中位推計値による。

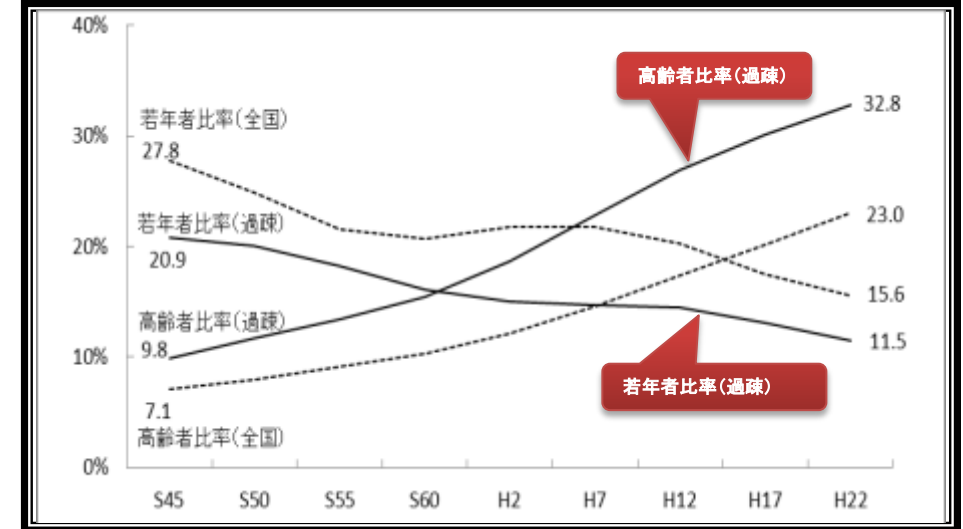
※5: 福島県内過疎市町村については、「日本の将来推計人口(平成20年12月推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)による市町村ごとの将来推計人口をベースに、福島県全体の将来推計人口の増減率(平成25年3月推計/平成20年12月推計)を用いて推計した。

年齢階層別人口構成

	過疎地域	全国平均
0～14歳の人口割合	11.4%	13.2%
15～29歳の人口割合	11.5%	15.6%
65歳以上の人口割合	32.8%	23.0%

(備考) ①平成22年国勢調査による。 ②過疎地域は、平成28年4月1日現在。

高齢者比率及び若年者比率の推移



(備考) ① 国勢調査による。 ②過疎地域は、平成28年4月1日現在。

都道府県別過疎関係市町村数

都道府県名	市町村数計	過疎関係市町村数計	過疎市町村(2条1項)	みなし過疎市町村(33条1項)	一部過疎を有する市町村(33条2項)	備考
北海道	179	149	144	0	5	函館市[中核](過疎)
青森	40	28	21	2	5	
岩手	33	22	18	1	3	
宮城	35	9	5	1	3	
秋田	25	21	16	4	1	秋田市[中核](一部過疎)
山形	35	21	18	2	1	
福島	59	29	25	1	3	
茨城	44	4	1	0	3	
栃木	25	3	2	0	1	
群馬	35	14	9	0	5	高崎市[中核](一部過疎)
埼玉	63	4	1	0	3	
千葉	54	6	5	0	1	
東京	39	6	6	0	0	
神奈川	33	0	0	0	0	
新潟	30	14	9	1	4	
富山	15	3	1	1	1	富山市[中核](一部過疎)
石川	19	9	5	0	4	
福井	17	6	2	0	4	福井市[県庁](一部過疎)
山梨	27	15	7	0	8	甲府市[県庁](一部過疎)
長野	77	37	29	0	8	長野市[中核](一部過疎)
岐阜	42	14	7	1	6	
静岡	35	8	4	0	4	浜松市[政令](一部過疎)
愛知	54	5	3	0	2	豊田市[中核](一部過疎)
三重	29	9	7	0	2	津市[県庁](一部過疎)
滋賀	19	2	0	0	2	

都道府県名	市町村数計	過疎関係市町村数計	過疎市町村(2条1項)	みなし過疎市町村(33条1項)	一部過疎を有する市町村(33条2項)	備考
京都	26	9	5	1	3	京都市[政令](一部過疎)
大阪	43	1	1	0	0	
兵庫	41	9	5	0	4	
奈良	39	15	13	1	1	
和歌山	30	18	15	2	1	
鳥取	19	12	8	0	4	鳥取市[県庁](一部過疎)
島根	19	19	15	2	2	松江市[県庁](一部過疎)
岡山	27	20	13	1	6	岡山市[政令](一部過疎)
広島	23	16	10	0	6	呉市[中核](一部過疎) 福山市[中核](一部過疎)
山口	19	12	6	0	6	山口市[県庁](一部過疎) 下関市[中核](一部過疎)
徳島	24	13	11	0	2	
香川	17	8	6	0	2	高松市[中核](一部過疎)
愛媛	20	17	10	1	6	松山市[中核](一部過疎)
高知	34	28	24	0	4	高知市[中核](一部過疎)
福岡	60	21	15	3	3	
佐賀	20	9	5	0	4	佐賀市[県庁](一部過疎)
長崎	21	13	10	1	2	長崎市[中核](一部過疎) 佐世保市[中核](一部過疎)
熊本	45	27	22	2	3	
大分	18	16	12	1	3	大分市[中核](一部過疎)
宮崎	26	17	13	0	4	
鹿児島	43	41	35	0	6	鹿児島市[中核](一部過疎)
沖縄	41	18	17	1	0	
全国	1,718	797	616	30	151	

- (備考) 1 市町村数は平成28年4月1日現在
2 過疎関係市町村数計は、本則適用(第2条第1項)、みなし過疎(第33条第1項)、一部過疎(第33条第2項)のすべてを合算。
3 備考欄に記載した市町村は、過疎関係の政令市、中核市、県庁所在市であり、「政令」「中核」「県庁」と区分を表記している。
4 東京都特別区は市町村数に含まない。

内訳

市町村別団体数	
市	274
町	398
村	125

平成 2 8 年度過疎対策予算等の概要

<ポイント>

- 過疎対策事業債については、前年度当初計画額より100億円の増額。
- 過疎地域等自立活性化推進交付金については、前年度より0.4億円の増額。

1 地方債計画額

・過疎対策事業債	4,200億円(27年度当初 4,100億円)
・辺地対策事業債	465億円(27年度当初 465億円)
計	4,665億円(27年度当初 4,565億円)

2 予算

○過疎地域等自立活性化推進交付金 6.9億円(27年度当初 6.5億円)

・過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

(過疎集落等を対象に、地場産業の振興、日用品の買物支援といった日常生活機能の確保などの課題への総合的な取組を支援)

・過疎地域等自立活性化推進事業

(産業振興、移住・交流・若者の定住促進対策、地域伝承文化対策等のソフト事業を幅広く支援)

・過疎地域集落再編整備事業

(定住促進団地整備、空き家活用事業等に対して補助)

・過疎地域遊休施設再整備事業

(過疎地域の廃校舎等の遊休施設を活用し、生産加工施設等を整備する際に要する経費に対して補助)

過疎対策事業債の概要

過疎対策事業債は、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)による過疎地域の市町村が、過疎地域自立促進市町村計画に基づいて行う事業の財源として特別に発行が認められた地方債である。

過疎対策事業債は、総務大臣が各都道府県に同意等予定額の通知を行い、各都道府県知事が市町村ごとに同意(許可)を行う。

その元利償還金の70%は普通交付税の基準財政需要額に算入されることとなっている。

1 対象事業

産業振興施設等	○<u>地場産業、観光、レクリエーションに関する事業を行う法人に対する出資</u> ○産業の振興を図るために必要な市町村道及び市町村が管理する都道府県道並びに農道、林道・漁港施設・港湾施設 ○<u>地場産業の振興に資する施設</u> ○<u>中小企業の育成又は企業の導入若しくは起業の促進のために市町村が個人又は法人その他の団体に使用させるための工場及び事務所</u> ○<u>観光、レクリエーションに関する施設</u> ○<u>農林漁業の経営の近代化のための施設</u> ○<u>商店街振興のために必要な共同利用施設</u>	厚生施設等	○下水処理のための施設 ○一般廃棄物処理のための施設 ○火葬場 ○消防施設 ○<u>高齢者の保健又は福祉の向上又は増進を図るための施設</u> ○<u>障害者又は障害児の福祉の増進を図るための施設</u> ○<u>保育所、児童館</u> ○<u>認定こども園</u> ○市町村保健センター及び母子健康センター ○診療施設 ○簡易水道施設
交通通信施設	○市町村道及び市町村が管理する都道府県道・橋りょう ○農林道 ○電気通信に関する施設 ○交通の便に供するための自動車、渡船施設 ○住民の交通手段の確保又は地域間交流のための鉄道施設及び鉄道車両並びに軌道施設及び軌道車両 ○除雪機械	教育文化施設	○市町村立の幼稚園 ○公立の小中学校の校舎、屋内運動場、屋外運動場、水泳プール、寄宿舎、教職員住宅、スクールバス・ボート、学校給食施設・設備 ○市町村立の高等学校の校舎、屋内運動場、屋外運動場、水泳プール、寄宿舎、教職員住宅、スクールバス・ボート ○図書館 ○公民館その他の集会施設 ○地域文化の振興等を図るための施設
○自然エネルギーを利用するための施設 ○集落再編整備			
	過疎地域自立促進特別事業 (いわゆるソフト対策事業)	○地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業(基金の積立てを含む)	

※地方創生特別分

下線の事業などのうち、民間雇用の創出や産業振興に資する事業を「地方創生特別分」として位置付け、同意等予定額を定める際に他の事業に優先した取扱いとする。

2 地方債計画額

平成28年度4,200億円(対前年度(当初)100億円、2.4%増)

過疎対策事業債（ソフト分）について

1 対象事業

- ・地域医療の確保、住民に身近な生活交通の確保、集落の維持及び活性化などの住民の安全・安心な暮らしの確保を図るためのソフト事業へ拡充
- ・対象経費は次のようなものを除き、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業を広く対象（出資及び施設整備費を除く）
 - ①市町村の行政運営に通常必要とされる内部管理経費
 - ②生活保護等法令に基づき負担が義務づけられている経費
 - ③地方債の元利償還に要する経費

～具体的な事業例～

①地域医療の確保

- 医師確保事業（診療所開設費用補助）
- ICTを活用した遠隔医療



②生活交通の確保

- コミュニティバス、デマンドタクシー等の運行
- バス路線維持に向けた民間バス事業者への補助



③集落の維持及び活性化

- 集落支援員の設置、集落点検や集落課題の話し合いの実施
- 移住・交流事業（インターネット広報や空き家バンク等）



④産業の振興

- 農業の担い手・人づくり対策、6次産業化
- 企業誘致・雇用対策（コミュニティビジネスの起業等）



※その他 高齢者支援（配食サービス、通報システム）、子育て支援、教育振興、森林対策、鳥獣被害対策、伝統文化振興、自然エネルギー関係、防災対策 等

2 発行額

市町村ごとに総務省令により算定した額※の範囲内で発行が可能。

※基準財政需要額と財政力指数を用いて算出
最低限度額は3,500万円

過疎対策事業債（ソフト分）のH22年度～H27年度の活用率の比較

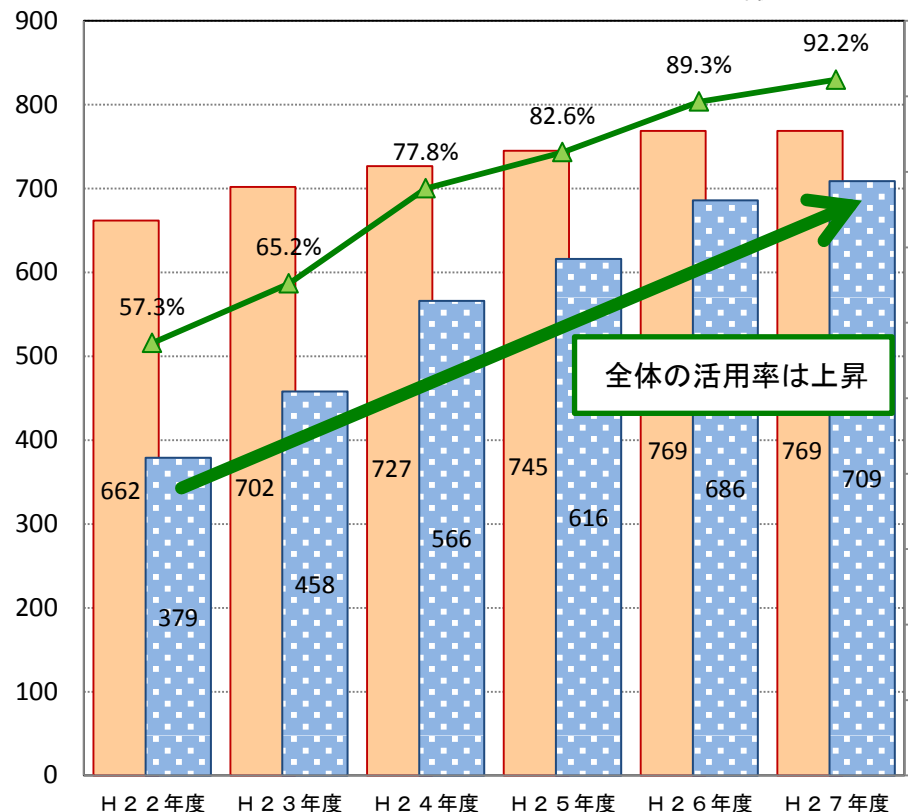
◆ポイント

H22年度からH23年度に活用率が上昇したのは36道府県（過疎関係都道府県は45）
 H23年度からH24年度に活用率が上昇したのは39道府県（〃）
 H24年度からH25年度に活用率が上昇したのは28道府県（〃）
 H25年度からH26年度に活用率が上昇したのは28道府県（過疎関係都道府県は46）
 H26年度からH27年度に活用率が上昇したのは32道府県（〃）

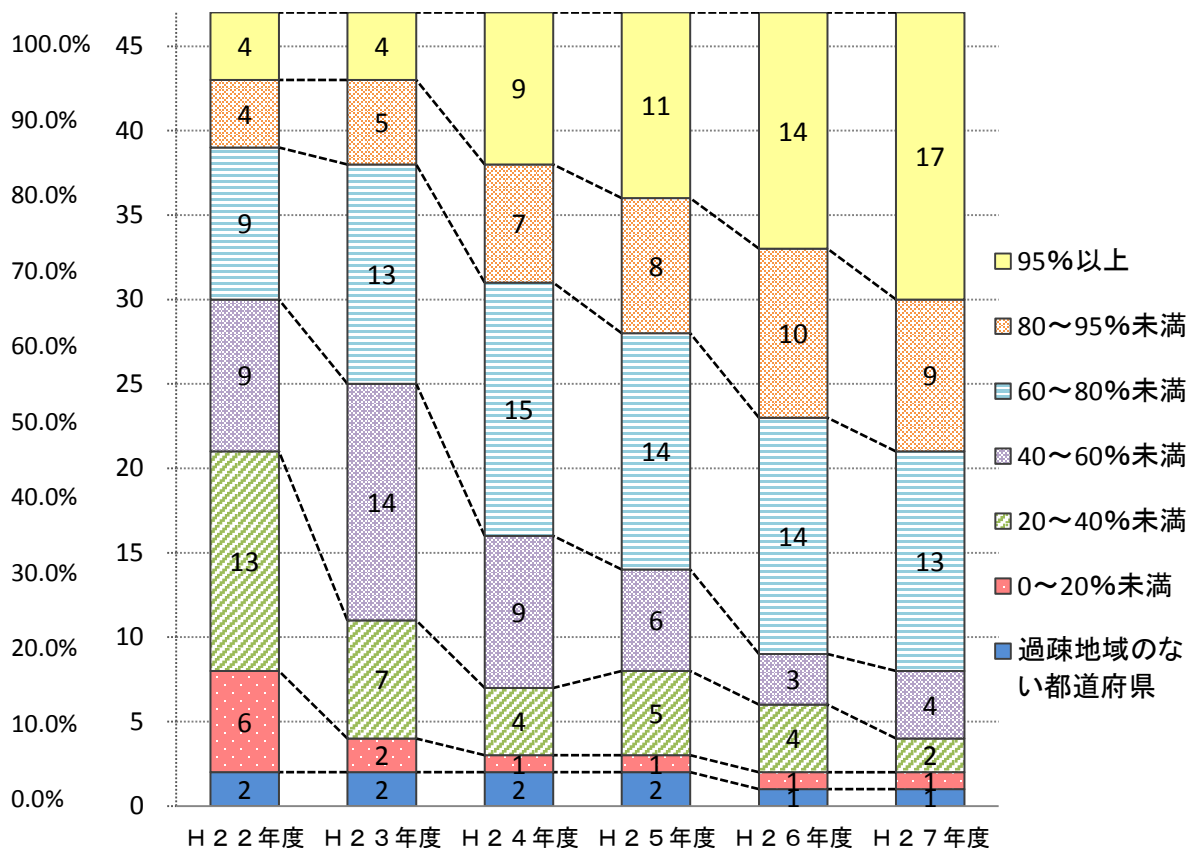
H22～H27年度発行限度額及び発行状況

（単位：億円）

■ 発行限度額 ■ 発行(予定)額 ▲ 過疎債活用率



H22年度～H27年度の都道府県別活用率の比較



※過疎債活用率＝過疎市町村の発行(予定)額の総和／過疎市町村の発行限度額の総和

※発行(予定)額：当該年度の協議等に係る地方債のうち、当該年度内に発行する額及び次年度以降に繰り越した事業の財源として発行する見込みの額の合計。

過疎対策事業債（ソフト分）の事例について

地域づくり活動等支援事業（鳥根県雲南市）

事業の概要

○中山間地域における持続可能な地域づくりに向け、合併を契機に概ね小学校区単位で住民発意による住民組織「地域自主組織」の設立を行った。
○平成22年から、生涯学習の拠点施設であった公民館を地域づくりや地域福祉など多機能な市民活動拠点となる交流センターに転換した。
⇒地域自主組織が主体的に取り組む地域づくりを支援する、交付金制度を創設した。

事業の内容

事業内容：
【対象】地域自主組織（30単位）
【使途】地区計画策定にかかる経費をはじめ、生涯学習、地域振興、地域福祉等の各事業の実施に際して必要となる経費に対する交付金。
総事業費：1,014.0百万円（下線事業内容につき、過疎債充当）

(百万円)	H22	H23	H24	H25	H26
事業費	212.9	135.0	177.8	239.0	249.3
内過疎債	212.9	133.4	176.0	237.1	247.1

※実負担分に（県）過疎債ソフト交付金事業を充当

事業の成果・効果

- 合併による行政機能の集約化も補完しながら、地域の自立意識や住民の地域活動への参加意欲が高まりつつある。
- 買い物支援、サロン、独居高齢者の見守り、コミュニティビジネスなど、地域課題に対応した多様な取り組み（小規模多機能自治）を展開しながら、安全・安心の維持、伝統文化の継承など、人々がつながる暮らしの仕組みが維持されている。

＜笑みがわ市の様子＞

笑みがわ市…地域自主組織が運営する
産直市・サロンの融合施設



＜自主防災の検討の様子＞



本山町産業活性化未来創造構築事業（高知県本山町）

事業の概要

本町における農業の未来像を構築するために「農業を守る取組み」と「6次産業の振興」を柱とした事業。

事業の内容

事業内容：

【農業を守る取組み】

耕作放棄地等の活用や担い手の不足による中間保有している農地の耕起等の管理指導により耕作放棄を起させない取組み

【6次産業の振興】

まちの営業マンを配置し、町内の特産品の販売促進や販路開拓、素材を生かしたストーリーづくりと商品開発を行い、「本山町」を丸ごと売り出していくという取組み

取組経過：本山町農業公社は設立当時、農作業の受委託のみを行っていたが、20年を経過した中で公社の管理する農地は平成25年の約4haから平成26年の7haへ増加し、農地の管理が急務となった。そこで、農業指導員による技術の伝承事業と、移住者等への農業機械の貸し出し等での初期投資軽減に向けた仕組みづくりを行い、次世代の担い手確保という「守り」の事業と6次産業の振興に向けた販売の仕組みづくりや町内加工業者との連携による「攻め」の事業を開始した。

(百万円)	H22	H23	H24	H25	H26
事業費	—	—	—	—	15
内過疎債	—	—	—	—	14

事業の成果・効果

農地を守る一定の仕組みづくりの足がかりが出来つつある。また、6次産業化においては町内の加工業者や生産者が共に商品開発に向けた協議の場づくりが確立し始めている。今後も切れ目の無い事業としての展開が期待される。

＜農地を守る取組み＞

農業指導員による中間保有の農地の管理指導



＜6次産業の振興に向けた取組み＞

生産者のハウスでの（野菜（ピーマン等）の）加工品の検討協議



そえちやプロジェクト

町内の製造業者・生産者等各関係団体との新たな組織の設立（H26.7.3発足）
約50名のメンバーにより特産品等の協議を重ねる

生活路線確保対策事業（広島県安芸高田市）

事業の概要

日常生活に必要な移動手段を確保するため、時間帯、目的別に交通体系を整理し、市内の移動を円滑にできるよう「生活路線確保対策事業」を実施した。

事業の内容

事業内容：
○管内路線バス業務委託料（朝夕のみ定時定路線運行）
○デマンド交通「お太助ワゴン」の運行業務委託料（昼間のみ運行）
○お太助ワゴン受付センター業務委託等
○スクールバス運行委託 ○高校通学便事業補助金

取組経過：H21年10月より市内一部地域で実証運行開始
H22年10月より市内全域運行スタート

総事業費：

(百万円)	H22	H23	H24	H25	H26
事業費	107	114	148	140	153
内過疎債	51	18.9	37.2	35.1	34.4

（下線事業内容につき、過疎債充当）



＜受付センターオペレーター＞

＜お太助ワゴンの運行エリア図＞



＜新公共システム出発式＞

事業の成果・効果

朝夕の通勤通学時間以外の路線バスを廃止し、昼間はデマンド交通「お太助ワゴン」により「ドア・ツー・ドア」を実現。利便性の向上、高齢者の外出機会の増加、満足度の高い乗り物となった。路線バス、お太助ワゴン、高校通学便等を地元のバス・タクシー事業者へ委託し、また、受付センター業務を（公財）安芸高田市地域振興事業団に委託。市内の雇用の拡大につながった。さらに、市町村運営有償運送の制度により、市内2地域の交通空白地の解消につながった。

学校ICT環境整備事業（秋田県八峰町）

事業の概要

町内の3小学校、2中学校及び公民館等に電子黒板とデジタル教科書を整備し、児童生徒の情報活用能力と学力向上を図ることにより、将来の町を担う人材を育成する。

事業の内容

事業内容：

- ①電子黒板・PC・書画カメラ等のリース
- ②各デジタル教科書のリース
- ③システム構築
- ④運用サポート

(百万円)	H22	H23	H24	H25	H26
事業費	6.0	9.0	9.0	9.0	3.0
内過疎債	5.4	8.1	8.1	8.1	2.7

（下線事業内容につき、過疎債充当）

事業の成果・効果

電子黒板及びデジタル教科書、書画カメラ等の活用により、児童生徒の関心や意欲の向上はもちろん、思考力や表現力の向上にも資することができた。特に勉強が苦手な児童の学習意欲に大きな効果が見られている。また、実際に訪れることができない遠隔地とインターネットを介して繋ぐことにより、児童生徒の世界観を広げることができた（キャリア教育：外務省、東京書籍、トヨタ自動車、東芝、等）。

学校ICTの活用により、他地域や学校との教育格差をなくし、将来的に八峰町を支える人材を育成することができる事業である。

＜電子黒板等を使用した授業風景①＞



＜電子黒板等を活用した授業風景②＞



1. 地方創生をめぐる現状認識

- ◎人口減少の現状 ⇒ 平成27年の総人口は1億2,711万人で、平成22年時（前回国勢調査）に比べ94万7千人の減少。合計特殊出生率は1.46となり、平成26年から上昇。年間出生数も若干増加し100万5,656人。
- ◎東京一極集中の加速 ⇒ 平成27年に東京圏へ約12万人の転入超過（前年比約1万人増）。
- ◎地域経済の現状 ⇒ 有効求人倍率や賃金、就業者数など雇用面で改善も、消費の回復が大都市圏で先行するなど地域経済はなお低迷。全国的に人手不足が顕在化。

2. 地方創生の本格展開

全国で47都道府県、平成27年度までに1,737市区町村の地方自治体において地方版総合戦略が策定され、地方創生は「戦略策定」から本格的な「事業展開」の段階。一億総活躍の取組と相互に連動しながら、下記の取組を進める。

各分野の政策推進

地域特性に応じた戦略の推進

多様な支援

3. 各分野の政策の推進

1. 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする（ローカル・アベノミクスの実現）
 - ①地方と世界をつなぐローカル・ブランディング
 - ②ローカル・イノベーションによる地方の良質な「しごと」の創出
 - ③ローカル・サービス生産性向上
 - ④地方の先駆的・主体的な取組を先導する人材育成
 - ⑤「創り手」となる組織づくりの支援
2. 地方への新しいひとの流れをつくる
 - ①企業の地方拠点強化
 - ②政府関係機関の地方移転
 - ③「生涯活躍のまち」の推進
3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる（地域アプローチによる少子化対策の推進）
 - ①地域の実情に応じた働き方改革
4. 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する
 - ①稼げるまちづくりとコンパクトシティや広域連携の推進等
 - ②集落生活圏維持のための地域運営組織及び「小さな拠点」の形成

4. 地域特性に応じた戦略の推進

各分野の政策推進に加え、過度な東京一極集中や人口減少の進行を踏まえ、地方創生の一層の推進を図る観点から、地域特性に応じ、取組が遅れている課題について戦略・事業を強化

- ①東京圏への若者の転出が多い政令市・県庁所在市等
 <対策例>
 - ・首都圏や地元の学生を対象とした地方創生インターンシップ
 - ・地方就職を支援する奨学金
 - ・働き方改革
- ②今後急速な社会減及び自然減が予想される地域
 <対策例>
 - ・コンパクトシティ
 - ・小さな拠点・地域運営組織
 - ・公共施設の集約・複合化と利活用

5. 多様な支援

地方創生版三本の矢

情報支援
 ・ RESASの内容充実や利便性の向上、普及促進

人材支援
 ・ 「地方創生カレッジ」事業の推進等

財政支援
 ・ 地方創生推進交付金や地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）

Ⅲ. 各分野の政策の推進

4. 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

②集落生活圏維持のための「小さな拠点」及び地域運営組織の形成

<課題>

- ・ 人口減少や高齢化が著しい中山間地域等においては、一体的な日常生活圏を構成している「集落生活圏」を維持することが重要であり、将来にわたって暮らし続けることができるよう、①地域住民が主体となった集落生活圏の将来像の合意形成、②持続的な取組体制の確立（地域運営組織の形成）、③生活サービスの維持・確保、④地域の収入の確保のためのコミュニティビジネスの実施などの取組を進めるとともに、生活施設の集約・確保、周辺との交通ネットワーク等「小さな拠点」の形成を図ることが必要である。

<今後の方向性>

- ・ 地域に合った生活サービスや交通ネットワークの確保により「小さな拠点」の形成を図るとともに、地域運営組織の普及・拡大や活動内容の深化を図るなど持続的な地域づくりを推進する。

【対応の方針】

◎「小さな拠点」の形成の推進

- ・ 人口減少や高齢化の進展に対応し、住民生活に不可欠なサービスの効率的・効果的な供給体制を構築するため、「小さな拠点」を形成し、公民館等を活用して日常生活に必要な機能・サービスを集約・確保し、周辺集落との間を交通ネットワークで結ぶこと等により持続的な地域の形成を推進する。
- ・ そのため、地域の生活交通等の維持・利用環境の向上に当たって道の駅の活用等、官民連携の取組を推進するとともに、フォーラムや交流会の開催等により「小さな拠点」に関する取組の裾野を広げる。

◎地域運営組織の展開や活動の推進

- ・ 「地域の課題解決のための地域運営組織に関する有識者会議」において、地域運営組織の設立・展開の拡大、活動の深化、法人化等について検討を進め、成案を得る。
- ・ 地域の実情やニーズに対応して地域運営組織の法人化を促進するため、地域運営組織のNPO法人化に係る法解釈の周知徹底を含め、NPO法人や社団法人、認可地縁団体、株式会社などの各種制度の理解や法人格取得方法の周知を進めるとともに、更に使い勝手の良い制度・運用への改善について検討を進め、結論を得る。
- ・ 地域運営組織の形成及び持続的な運営が可能となるよう、資金について、会費・寄附・事業収益等の資金調達力の向上など、多様で安定した収入源の確保を図る。
- ・ 野生鳥獣の食肉（ジビエ）等の利活用、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機としたCLT等木材利用の拡大等、地域資源を活用したコミュニティビジネス等を推進する。
- ・ 地域運営組織の担い手等について、地方創生カレッジの活用や手引の作成等を通じ、内部人材の研修等による活用・育成及び地方への人材環流等による外部人材の導入を推進するとともに、地域のニーズに対応したファシリテーターなどの外部専門人材の紹介制度の拡充を図る。

Ⅲ 今後の施策の方向

3. 政策パッケージ

(4)時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

(イ)「小さな拠点」の形成(集落生活圏)の維持

【施策の概要】

人口減少や高齢化が著しい中山間地域等においては、一体的な日常生活圏を構成している「集落生活圏」を維持することが重要であり、将来にわたって地域住民が暮らし続けることができるよう、地域住民が主体となって、①地域住民による集落生活圏の将来像の合意形成、②地域の課題解決のための持続的な取組体制の確立(地域運営組織の形成)、③地域で暮らしていける生活サービスの維持・確保、④地域における仕事・収入の確保を図る必要がある。

また、これらの取組を進め、暮らしを守るためには、地域住民の活動・交流拠点の強化や、生活サービス機能の集約・確保、周辺との交通ネットワークの形成等により利便性の高い地域づくりを図ることが必要である。

このため、地域の生活や仕事を支えるための住民主体の取組体制づくりや利便性の高い地域づくり(「小さな拠点」の形成(集落生活圏の維持))を推進する。

【主な重要業績評価指標】

■ 小さな拠点(地域住民の活動・交流や生活サービス機能の集約の場)の形成数:1,000か所を目指す

■ 住民の活動組織(地域運営組織)の形成数:3,000団体をを目指す

【主な施策】

◎ (4)-(イ)-① 地域住民による集落生活圏の将来像の合意形成及び取組の推進

(略)また、地域住民の主体的な地域づくりへの参画から事業の実施までの一連のプロセスを各地で進めていくため、関係府省庁が連携した取組の推進、地方公共団体への説明会の開催等による普及等を行ってきた。今後、各府省庁の事業等による「小さな拠点」の形成支援をはじめ、関係府省庁による連携した支援の維持・強化を図るとともに、「小さな拠点」の形成(集落生活圏の維持)に取り組む上で参考となる手引書の活用を促進する。また、地域の取組の実践に向けて参考となる事例紹介等を行うフォーラムの開催や、先駆的な取組を行う地方公共団体との連携を進め、「小さな拠点」の形成(集落生活圏の維持)の取組を促進する。

過疎地域等における今後の集落対策のあり方に関する提言（概要）

過疎集落等の現状と課題

- 過疎地域等においては、小規模化、高齢化により、維持困難な集落が増加
 - ・ 空き家の増加、商店の閉鎖、公共交通の利便性低下などの住民生活に関する問題
 - ・ 働き口の減少、耕作放棄地の増大などの産業基盤に関する問題
- 集落機能を引き続き維持するのみならず、中長期的に持続可能な集落とするための活性化策が課題

集落ネットワーク圏の必要性

個々の集落では様々な課題の解決が困難なケースが増加

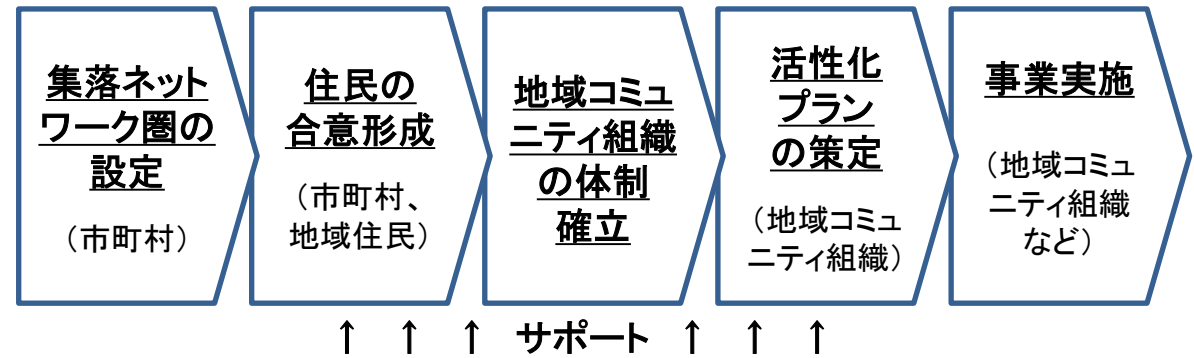
より広い範囲で、基幹集落を中心に複数集落をひとつのまとまりにして、集落を活性化する取組が必要

集落ネットワーク圏施策：2つの視点

- (1) 住民の「くらし」を支える
生活サポートシステムの構築
- (2) 住民の「なりわい」を継承・創出する
活動の育成

集落ネットワーク圏の形成に向けて

- 市町村の積極的な取組と、住民主体の地域コミュニティ組織の活動が重要なポイント



期待される役割

【集落ネットワーク圏の形成を主導する市町村】

- ・ 圏域設定や活性化方針等を含む集落ネットワーク圏計画の作成
- ・ 地域コミュニティ組織の体制確立や活性化プラン作成への支援
- ・ 具体的な事業実施に対する様々な支援

【広域的な視点から支援する都道府県】

- ・ 専門家を含めた必要な人材の確保や提供、育成
- ・ 先進的な取組事例などについての情報提供

【全国的な取組を推進する国】

- ・ 集落ネットワーク圏施策の推進方針の提示と支援策の検討
- ・ 活性化プランに基づく活性化の取組をモデル的に支援
- ・ 全国各地の取組を把握分析し、情報提供

過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

(まち・ひと・しごと創生総合戦略:「小さな拠点」の形成関連事業)

集落の維持・活性化を図るため、基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」(「小さな拠点」)において、住民の「暮らし」を支える生活サポートシステムの構築や「なりわい」を継承・創出する活動の育成を支援する。

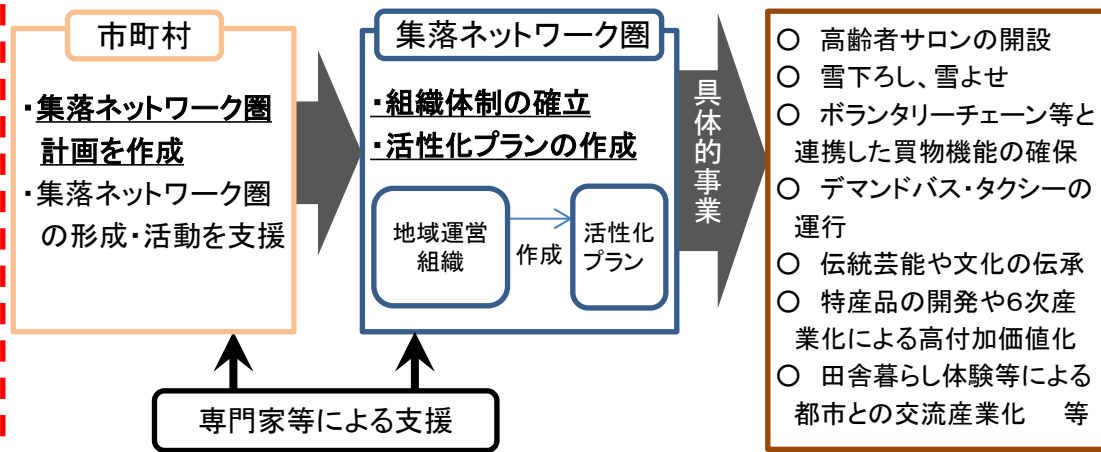
集落ネットワーク圏における取組イメージ



※集落ネットワーク圏の範囲は、新旧小学校区、旧町村等を想定

施策の概要

- | | |
|---------------|---|
| (1) 事業実施主体 | 集落ネットワーク圏を支える中心的な組織
(地域運営組織)
※ 交付金の申請は市町村が行う。 |
| (2) 交付額 | 1事業当たり 2,000万円以内 |
| (3) 平成28年度予算額 | 400,000千円 |
| (4) 対象事業 | 集落ネットワーク圏の形成に係る取組及び
活性化プランに基づく活性化のための事業 |



平成２８年度過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業 採択事業

平成２８年５月２５日、３４件、４．４３億円の交付決定を行った。

番号	都道府県名	市町村名	事業名	交付決定額 (千円)
1	北海道	下川町	下川町集落ネットワーク活性化事業	7,500
2	青森県	五所川原市	七和地区「小さな希望ブラッシュアップ・実践」事業	10,000
3	岩手県	葛巻町	北東北のまほろば 葛巻で若者が輝く職人と匠の工房創出プロジェクト	14,000
4	宮城県	東松島市	小野地域コミュニティ再生事業	12,000
5		登米市	原点回帰の里山再生く森の百業＞創造プロジェクト	14,000
6	秋田県	横手市	保呂羽「結い」の支えあい事業	16,000
7	山形県	飯豊町	楮地区田園空間再生事業	15,500
8		川西町	地域資源を活用した内と内、内と外がつながる住民参加型仕事づくり事業	12,000
9		川西町	いぬかわ触れ合いプロジェクト	8,000
10		川西町	出羽（いでは）の国小松の縁結びプロジェクト ～ひと・まち・くに・ときを結ぶなりわい創造集落再生事業～	19,500
11	千葉県	館山市	協働・交流・連携によるまちづくり	10,000
12	新潟県	上越市	原地区まもんでね事業	10,000
13	石川県	能登町	次世代につなぐ魅力ある故郷づくりプロジェクト	7,500
14	山梨県	富士河口湖町	「Japan Shoji」の再生プロジェクト	10,000
15		富士河口湖町	「本栖の公家行列」伝統文化継承で地域活性化プロジェクト	16,000
16	長野県	上田市	～ウェルカム・シングルマザー～温泉移住 新たな幸せ実感事業	20,000
17	静岡県	浜松市	人と自然「龍山らしさ」交流プロジェクト	18,000

番号	都道府県名	市町村名	事業名	交付決定額 (千円)
18	京都府	与謝野町	Ｉターン・短期滞在経験者による与謝野へのＩＪＵ（移住）大作戦	19,500
19	兵庫県	豊岡市	住んでいてよかったと思える合橋をめざす ～合橋コミュニティづくり事業～	20,000
20	奈良県	吉野町	日本で最も美しい村 国栖の里の暮らし賑わい再生事業	17,500
21	和歌山県	田辺市	都市と地域の交流促進を核とした元気あふれる集落づくり	16,000
22	島根県	益田市	集いの館を核とした人材育成と小さな経済循環づくり事業	9,500
23		松江市	大根島産直市運営・整備事業 ～癒しと憩いの中海・交流の島づくりプロジェクト～	5,000
24		海士町	崎・多井地区賑わい創出事業	19,500
25	岡山県	美作市	旧巨勢小学校を拠点としての地域創生ネットワーク事業	7,000
26	山口県	萩市	元気な須佐まちづくり推進プロジェクト	7,500
27	徳島県	鳴門市	人が集う、元気で持続可能な北灘地域創造事業	17,500
28	香川県	高松市	女木島生活環境整備と安全安心活性化事業	14,000
29	福岡県	朝倉市	秋月黒田五万石 にぎわい復活プロジェクト ～上秋月・秋月・安川～	11,000
30		うきは市	「未来へのかけ橋」事業	5,000
31	長崎県	平戸市	道の駅「昆虫の里たびら」活性化事業	5,000
32	大分県	豊後大野市	地域のシンボルをリノベーション地域活性化プロジェクト事業 ～超限界集落からの試み～	15,500
33	鹿児島県	西之表市	廃校から拠点施設へと再生する“よら～いき”の地域と新たな交流生産事業	16,500
34		志布志市	新橋地区活性化事業	17,000

集落支援員について

集落支援員

地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携し、集落への「目配り」として集落の巡回、状況把握等を実施

※平成27年度 専任の「集落支援員」の設置数 994人 ※ 自治会長などとの兼務の集落支援員の設置数 3,096人

・地方自治体⇒集落支援員を設置し、集落支援員と協力して集落対策を推進

・総務省⇒地方自治体に対して、財源手当(支援員一人あたり350万円(他の業務との兼任の場合一人あたり40万円)を上限に特別交付税措置)、情報提供等により支援

※特別交付税の対象経費・・・集落支援員の設置に要する経費・集落点検の実施に要する経費・集落における話し合いの実施に要する経費

※この対策は、過疎地域に所在する集落や、高齢者比率が一定以上の集落など特定の集落に限定していない。(参考)総務省通知(平成20年8月1日総行過第95号)

地方自治体の取組のフロー

■集落支援員の設置

- ・地方自治体の委嘱により「**集落支援員**」を設置。
- ・集落支援員は、市町村職員とも連携し、集落への「目配り」として、集落の巡回、状況把握等を行う。

集落支援員による支援

■集落点検の実施

- ・集落支援員は、市町村職員と協力し、住民とともに、**集落点検**を実施

※点検項目の例:「人口・世帯数の動向」、「通院・買物・共同作業の状況、農地の状況」、「地域資源、集落外との人の交流、Uターン、他集落との連携の状況」、など

■集落のあり方についての話し合い

- ・住民と住民、住民と市町村との間で集落の現状、課題、あるべき姿等についての**話し合い**を促進(「集落点検」の結果を活用)
- ・話し合いに当たり、実施時期・回数・参加者などを検討したり、集落支援員、市町村、住民や外部有識者の参加を求めるなど、行政との「話し合い」を実施

《 集落点検や話し合いを通じ必要と認められる施策 》

①デマンド交通システムなど地域交通の確保、②都市から地方への移住・交流の推進、③特産品を生かした地域おこし、④農山漁村教育交流、⑤高齢者見守りサービスの実施、⑥伝統文化継承、⑦集落の自主的活動への支援 等

積極的に実施

支援

総務省

集落支援員の活躍先

○支援員数 専任994名、兼任3,096名 241自治体(3府県238市町村) (平成27年度特交ベース)

※表は専任のみ

都道府県名	市町村名	支援員数
北海道 (29)	深川市	1
	松前町	1
	乙部町	3
	黒松内町	4
	蘭越町	1
	北竜町	2
	愛別町	1
	東川町	6
	南富良野町	1
	和寒町	1
	下川町	1
	美深町	1
	中頓別町	1
	白老町	3
	厚真町	2
岩手県 (31)	久慈市	1
	遠野市	9
	一関市	21
宮城県 (22)	登米市	20
	柴田町	2
秋田県 (3)	秋田県★	2
	五城目町	1
山形県 (14)	鶴岡市	2
	寒河江市	2
	朝日町	1
	大江町	1
	金山町	1
	最上町	3
	舟形町	2
	遊佐町	2
福島県 (19)	喜多方市	5
	二本松市	6
	只見町	3
	南会津町	3
	西会津町	2
茨城県(31)	常陸大宮市	26
	茨城町	5
群馬県 (6)	沼田市	3
	下仁田町	1
	嬬恋村	2

都道府県名	市町村名	支援員数
埼玉県(6)	秩父市	6
千葉県(14)	南房総市	14
新潟県 (42)	小千谷市	1
	十日町市	2
	見附市	10
	糸魚川市	4
	妙高市	5
	上越市	8
	佐渡市	1
	魚沼市	9
	阿賀町	2
石川県 (12)	七尾市	6
	珠洲市	3
	白山市	3
福井県 (7)	福井市	2
	坂井市	3
	越前町	2
長野県 (43)	伊那市	3
	東御市	3
	箕輪町	1
	飯島町	4
	高森町	1
	泰阜村	1
	大鹿村	1
	麻績村	2
	生坂村	6
	小谷村	8
	高山村	12
岐阜県 (13)	飯綱町	1
	関市	5
	中津川市	5
	美濃市	1
	山県市	2
静岡県 (11)	静岡市	8
	浜松市	3
三重県 (19)	鳥羽市	3
	熊野市	16
滋賀県(2)	守山市	2
	京都府★	3
	福知山市	2

都道府県名	市町村名	支援員数
京都府 (18)	綾部市	2
	京丹後市	4
	南丹市	6
兵庫県 (108)	笠置町	1
	豊岡市	19
	養父市	32
	丹波市	25
	朝来市	30
	神河町	2
	奈良県★	9
	宇陀市	4
	高取町	2
	吉野町	2
奈良県 (21)	黒滝村	1
	下北山村	2
	上北山村	1
	紀美野町	6
	高野町	1
和歌山県 (10)	すさみ町	1
	那智勝浦町	2
	鳥取市	6
鳥取県 (57)	倉吉市	6
	智頭町	9
	八頭町	8
	三朝町	6
	大山町	4
	南部町	17
	日南町	1
	松江市	1
	出雲市	8
	益田市	22
島根県 (115)	大田市	1
	飯南町	4
	川本町	20
	美郷町	15
	邑南町	6
	津和野町	9
	海士町	23
	西ノ島町	4
	知夫村	1

都道府県名	市町村名	支援員数
岡山県 (20)	隠岐の島町	1
	笠岡市	4
	備前市	2
	瀬戸内市	2
	真庭市	2
	矢掛町	7
	新庄村	1
	美咲町	2
	三原市	3
	庄原市	17
広島県 (46)	廿日市市	2
	安芸太田町	2
	北広島町	4
	大崎上島町	1
山口県 (13)	神石高原町	17
	宇部市	5
	岩国市	5
徳島県 (69)	門司市	3
	美馬市	2
	三好市	17
香川県(2)	上勝町	50
	さぬき市	2
愛媛県(1)	東温市	1
	高知市	2
	南国市	2
	宿毛市	1
	四万十市	1
	香南市	1
	香美市	5
	安田町	1
	馬路村	1
	芸西村	2
高知県 (33)	大豊町	4
	土佐町	3
	大川村	1
	いの町	2
	中土佐町	2
	四万十町	1
	三原村	2
	黒潮町	2

都道府県名	市町村名	支援員数
福岡県 (10)	うきは市	2
	那珂川町	1
	大刀洗町	4
	みやこ町	2
佐賀県 (7)	筑上町	1
	佐賀市	1
	唐津市	3
	多久市	1
長崎県 (20)	基山町	2
	平戸市	1
	対馬市	6
	杵岐市	1
	五島市	11
熊本県 (5)	長与町	1
	山都町	2
	多良木町	1
大分県 (44)	相良村	2
	中津市	5
	日田市	2
	臼杵市	5
	津久見市	1
	竹田市	3
	宇佐市	22
	豊後大野市	6
宮崎県 (33)	宮崎市	4
	小林市	19
	日向市	1
	えびの市	6
	椎葉村	1
	日之影町	2
	鹿児島市	22
鹿児島県 (36)	鹿屋市	2
	西之表市	3
	霧島市	6
	三島村	1
	湧水町	1
	中種子町	1
	名護市	2
沖縄県(2)	名護市	2
合 計		994

表中の★は、都道府県が直接実施している自治体を示す。

【参考】平成26年度 専任858名、兼任3,850名 221自治体(5府県216市町村) 平成22年度 専任500名、兼任約3,600名 147自治体(13府県134市町村)
 平成25年度 専任741名、兼任3,764名 196自治体(7府県189市町村) 平成21年度 専任449名、兼任約3,500名 122自治体(9府県113市町村)
 平成24年度 専任694名、兼任3,505名 192自治体(6府県186市町村) 平成20年度 専任199名、兼任約2,000名 77自治体(11府県66市町村)
 平成23年度 専任597名、兼任約3,700名 158自治体(9府県149市町村)

地域運営組織について

平成26年度暮らしを支える地域運営組織に関する研究会報告書（抜粋）

（１）地域運営組織

地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取り組みを持続的に実践する組織

（２）活動実態

- 活動範囲は「小学校区」（概ね昭和の大合併で消滅した旧村エリア）
- 全国の１／４の市町村に１，６００を超える組織があり、さらに８割を超える市町村が必要性を認識
- 約７割が法人格を持たない任意団体で、残り約３割の大半がＮＰＯ法人
- 主な活動内容は高齢者交流、声かけ・見守り、外出支援、配食支援、買い物支援など幅広い
- 主な収入源は市町村補助金、会費、利用料であり、財政基盤が脆弱
- 地域の有志や組織、団体で構成される地域に根ざした組織であり、人材不足が課題

平成28年度における地方財政措置（市町村500億円）

（１）地域運営組織の運営支援のための経費

地域の生活や暮らしを守るための組織である地域運営組織が持続可能な活動を継続できるよう、地域運営組織の運営に係る所要の経費を計上

（２）高齢者等の暮らしを守る経費

地域における住民同士の支え合いによる高齢者支援の取組（高齢者交流、声かけ・見守り、買物支援、弁当配達・配給食、雪下ろし等）に係る所要の経費を計上